提出書類チェックリスト（認定変更申請〈住宅支援費〉）
≪　事業主・事業所等に関する申請　≫

1　変更内容にあわせて、次の提出書類をご準備ください。

2　各書類に誤りがないことを確認してください。この際、確認欄をご活用いただき、必要書類に不足がないことを確認してください。

3　認定変更申請（認定後、新たに受給要件労働者を雇い入れた場合）と同時に行う場合において、必要書類が重複しているときは、重複して提出する必要はございません。

4　申請書類の全てについて、インクが消えるボールペンなど文字が消える筆記用具を使用しないでください。また、記入した内容を訂正した場合は、訂正印を押印してください。

（注）○は必ず提出。△は該当する場合に提出。

1　認定変更申請に係る共通書類

	提出書類	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
○	提出書類チェックリスト（認定変更申請〈住宅支援費〉）（本紙）	□	可　・　否
○	事業計画認定変更申請書（※１）	□	可　・　否
○	事業計画書	□	可　・　否
△	委任状	□	可　・　否

（※１）支給申請兼実績報告と同時に行う場合は、「支給申請兼実績報告書」と読み替えてください。

2　事業所の移転

	提出書類	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
△	【法人】登記事項証明書**（履歴事項全部証明書）** 【個人事業主】事業主の住民票の写し	□	可　・　否
○	移転先の事業所が引き続き対象産業政策の支援を受けていることを証明できる書類の写し	□	可　・　否
△	雇用保険事業主事業所各種変更届の写し（公共職業安定所の受付印があるものに限る。）	□	可　・　否
○	対象労働者の就業場所の変更を確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書又は異動の辞令等）	□	可　・　否
△	預金通帳の写し又は当座勘定照合表	□	可　・　否
○	事業所の写真又はパンフレット等	□	可　・　否

3　法人成り

	提出書類	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
○	登記事項証明書**（履歴事項全部証明書）**	□	可　・　否
○	税務署に提出した個人事業の廃業届出書の写し（税務署の受付印があるものに限る。）	□	可　・　否
○	新たに設立した法人が引き続き対象産業政策の支援を受けていることを証明できる書類の写し	□	可　・　否
○	雇用保険事業主事業所各種変更届の写し（公共職業安定所の受付印があるものに限る。）	□	可　・　否
○	法人成り後も対象労働者が対象事業所で雇用されていることを確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書又は異動の辞令等）	□	可　・　否
○	預金通帳の写し又は当座勘定照合表	□	可　・　否

（次頁もご確認ください。）

提出書類チェックリスト（認定変更申請〈住宅支援費〉）
≪　事業主・事業所等に関する申請　≫

４　個人事業主の変更　（事業の承継）

	提出書類	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
○	事業主の住民票の写し	□	可　・　否
○	税務署に提出した個人事業の廃業届出書の写し（旧事業主）（税務署の受付印があるものに限る。）	□	可　・　否
○	税務署に提出した個人事業の開業届出書の写し（新事業主）（税務署の受付印があるものに限る。）	□	可　・　否
○	承継した個人事業主が引き続き対象産業政策の支援を受けていることを証明できる書類の写し	□	可　・　否
○	雇用保険事業主事業所各種変更届の写し（公共職業安定所の受付印があるものに限る。）	□	可　・　否
○	個人事業主の変更後も対象労働者が対象事業所で雇用されていることを確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書又は異動の辞令等）	□	可　・　否
○	預金通帳の写し又は当座勘定照合表	□	可　・　否

５　合併契約

	提出書類	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
○	存続会社及び解散会社の登記事項証明書**（履歴事項全部証明書）**	□	可　・　否
○	合併契約書の写し	□	可　・　否
○	新たに設立した法人が引き続き対象産業政策の支援を受けていることを証明できる書類の写し	□	可　・　否
○	雇用保険事業主事業所各種変更届の写し（公共職業安定所の受付印があるものに限る。）	□	可　・　否
○	合併契約後も対象労働者が対象事業所で雇用されていることを確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書又は異動の辞令等）	□	可　・　否
○	預金通帳の写し又は当座勘定照合表	□	可　・　否

６　雇用保険適用事業所番号の変更

	提出書類	確認欄☑	県確認欄（記入不要）
○	雇用保険事業主事業所各種変更届の写し（公共職業安定所の受付印があるものに限る。）	□	可　・　否